まちよりたより

お知らせ

高齢者補聴器購入事業
助成上限額を３万円から 10万円に引き上げました

聴力機能の低下により、日常生活に支障が生じている高齢者のコミュニケーションを支援するため、補聴器の購入費用の一部を助成します。

《対象者》
次の①～④のすべてに該当する方
①ときがわ町に住所がある６５歳以上の方
②両耳の聴力レベルが４０デシベル以上で、身体障害者手帳の交付を受けることができない方
③耳鼻咽喉科の医師により、補聴器の装用が必要と認められた方
④町税、介護保険料、後期高齢者医療保険料等を滞納していない方

《助成内容》
助成上限額　100,000円
※助成決定通知より先に補聴器を購入した場合、助成の対象外になります。
※本助成は、１回限りです。

問 福祉課 ☎65-0813

お知らせ

11月はケアラー月間です

埼玉県では11月を「ケアラー月間」と定め、ケアラーが孤立することのない社会の実現に取り組んでいます。詳細は県HP（上記二次元コード）をご覧ください。

問 福祉課 ☎65-0813

お知らせ

ときがわ町 自転車用ヘルメット購入費補助金

町では、令和８年10月より自転車用ヘルメットの着用を促進し、交通事故による被害の軽減及び交通安全意識の向上を図るため、自転車用ヘルメット購入費の一部を補助する制度を開始しました。

《対象者》
ヘルメット購入日にときがわ町に住民登録があり、町税等の滞納がなく、過去にこの補助金を受けていない者。本人・世帯構成員に暴力団員がいないこと。

《金額》
ヘルメット１個の購入費を対象とし、上限3,000円（送料・部品代は対象外）。

《対象ヘルメット》
新品または未使用かつ保証期間内で、SG、JCF、CE、GS、CPSCなどの安全基準認証を受けた自転車用ヘルメット。

対象となるヘルメットのマーク
以下のいずれかのマークがついたヘルメットが、補助金の対象となります。

SGマーク　JCFマーク　CEマーク　GSマーク　CPSCマーク

《申請書類》
①補助金交付申請書兼請求書
（総務課窓口で配布）
②領収書の写し（購入日・購入店・商品名・金額が確認できるもの）
③安全基準認証が確認できる書類の写し。購入日から３か月以内に申請

《提出先》
総務課窓口まで申請書類をご提出ください。

問 総務課 ☎65-0401

お知らせ

水道基本料金の 全額を免除します！

町では、物価高騰対策事業として水道料金のうち基本料金の４分の１減免を実施してきましたが、令和８年10月請求分からは、基本料金の全額減免を１年間にわたり行います。減免に対する申請手続きは不要です。

《減免対象者》
町と給水契約をしている水道使用者
（官公庁が料金を支払っている施設及び臨時の用途を除く）

《減免期間》
●旧玉川地区（偶数月検針）
令和８年10月検針分から令和９年８月検針分まで
●旧都幾川地区（奇数月検針）
令和８年11月検針分から令和９年９月検針分まで

《減免内容》
水道料金のうち基本料金の全額を減免します。検針票及び納入通知書に記載の請求金額は、減免後の金額になります。
※超過料金は減免の対象となりません。基本料金の水量（２か月で10㎥）を超えた分から使用量に応じて算出されます。

問 水道課 ☎65-1555



イベント・催し

防災キャンプを実施します

災害に備えるために必要なことを楽しみながら学ぶ防災キャンプを実施します。土砂災害、地震、人命救助等の防災知識を身につけましょう。

日　時　12月20日㈰ 13時～18時
場　所　キャンプ民泊 NONIWA
対象者　町内在住の小学３年生～６年生と保護者
参加費　無料



問 総務課 ☎65-0401

募集・手続

ときがわ町 交通指導員を募集します！

交通指導員は、町の交通安全や事故防止を図るために活動しています。地域の交通安全にご協力いただける方は、お気軽にご連絡ください。

募　集　３名
活　動　子どもの登校時における立哨や、町内の行事・イベント時の交通指導
資　格　・町内在住の交通安全に対する理解と関心がある方（性別不問）
・聴力、視力及び弁色力に異常がなく、かつ健康な方
待遇等　謝金あり、制服・装備品等は貸与

問 総務課 ☎65-0401



